

平成20年8月6日

環境大臣 斉藤 鉄夫 様

社団法人 全国都市清掃会議
会 長 中 田 宏

廃棄物処理に関わる要望について

当会議では、平成20年度通常総会において廃棄物処理事業を推進する上で当面する諸課題について討議し、国に対し別添のとおり要望することを決議しました。

貴職におかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 書

社 団 法 人 全 国 都 市 清 掃 会 議

目 次

．平成 20 年度通常総会における決議

．要望事項

- 第 1 ． 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望** 1 頁
- 1 ． 交付金の交付率の引き上げについて
 - 2 ． 交付対象事業の拡大について
 - 3 ． 休廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について
 - 4 ． 処理の広域化等に伴う施設整備に係る財政支援について
 - 5 ． 既存施設の廃止等に係る財政支援について
 - 6 ． 灰溶融固化施設の運営に対する財政支援について
- 第 2 ． リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望** 2 頁
- 1 ． 容器包装リサイクル法の円滑な推進について
 - 2 ． 家電リサイクル法の円滑な推進について
 - 3 ． 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進について
- 第 3 ． 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望** 8 頁
- 1 ． 適正処理困難廃棄物に係る法整備について
 - 2 ． 廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について
 - 3 ． 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について
 - 4 ． 廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について
 - 5 ． 石綿含有家庭用品の適正処理について
- 第 4 ． 廃棄物の適正処理・広域的処理等の推進に関する要望** 10 頁
- 1 ． 溶融スラグの利用促進について
 - 2 ． 漂着ごみの適正処理について
 - 3 ． 資源ごみの持ち去りの取締りについて
 - 4 ． ごみ排出量の算出方法の統一について

．平成 20 年度通常総会における決議

決 議

われわれは、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成を進めていく上で廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、3 R の諸施策を積極的に推進するとともに、廃棄物処理施設の整備並びに施設の適正かつ効率的な運営管理を行うなど廃棄物の適正な処理を一層推進すべく懸命に努力しているところである。

しかし、全国の市区町村では、近年、天然資源の枯渇や地球温暖化等の環境問題への社会的要請が高まる中、容器包装リサイクル法をはじめとした各種リサイクル法への対応、適正処理困難物対策の推進、廃棄物処理施設の整備並びに最終処分場の確保など解決すべき諸課題が山積している。さらに、3 R の一層の推進に向けて分別収集区分の見直しや家庭ごみの有料化等の取組みが求められるなど、依然として厳しい財政状況等と相俟って、その対応に苦慮している。

国は、容器包装リサイクル法及び食品リサイクル法の改正や家電リサイクル制度の見直し、さらに第二次循環基本計画の策定など各種施策を展開されているところであるが、こうした市区町村の実情を認識し、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

記

- 1．廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
- 2．リサイクル関連法の円滑な推進
- 3．適正処理困難廃棄物対策の促進
- 4．廃棄物の適正処理・広域的処理等の推進

以上決議する。

平成 20 年 5 月 22 日

社団法人 全国都市清掃会議

．要望事項

第 1 ． 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

廃棄物処理施設の整備には多額の費用を要し、各市町村にとって大きな財政負担となっている。ついては、循環型社会形成推進交付金制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1 ． 交付金の交付率の引き上げについて

交付対象事業の交付率は、原則 3 分の 1 となっているが、これを 2 分の 1 に引き上げること

2 ． 交付対象事業の拡大について

(1) 廃棄物処理施設の基幹的施設の更新整備（基幹改良）事業について

現行の交付金制度では、廃棄物処理施設の延命化等の基幹改良は交付の対象事業となっていない。本年 3 月閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化の方針が示されている。

ついては、この方針に沿って基幹的施設の更新整備（基幹改良）事業を交付の対象とすること

(2) その他の事業について

つぎの事業等を交付対象とすること

施設周辺環境整備事業

廃棄物処理施設の建屋部分

加熱脱塩素化処理設備

単独で設置する普及啓発施設

リサイクル施設等において施設と一体となって使用する重機

施設建設用地の取得費用

3 ． 休廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について

廃焼却炉の解体を促進するため、新たな施設整備を伴わないあるいは新施設建設後に行う解体工事などについて、十分な財政支援を行うこと

4．処理の広域化等に伴う施設整備に係る財政支援について

廃棄物処理の広域化等に伴い必要となる中継施設や中間処理施設の整備事業について財政支援を行うこと

5．既存施設の廃止等に係る財政支援について

我々が長年要望してきた廃棄物処理の広域化等に伴う既存施設の廃止や改造に係る国庫補助金の返還については、本年5月の廃棄物・リサイクル対策部長通知により財産処分の承認手続等の弾力化・明確化が図られたところである。

については、既存施設の廃止等に伴う地方債繰上げ償還の猶予などについて特別な措置を講ずること

6．灰溶融固化施設の運営に対する財政支援について

灰溶融固化施設における焼却残渣の適正処理に要する経費は膨大であり、当該市町村にとって大きな負担となっているので、財政的な支援を行うこと

第2．リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

1．容器包装リサイクル法の円滑な推進について

平成18年6月に公布された改正容器包装リサイクル法は、順次施行され、本年4月には「事業者が市町村に資金を拠出する制度」及びペットボトル区分の変更がスタートし、政省令の改正をはじめとした一連の改正作業は一段落した。

我々は、今回の改正内容についてその実施状況の推移を見ながら、今後検証、評価していくが、容器包装リサイクル法の施行以来、容器包装廃棄物のリサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減ってはいないという事実を踏まえ、発生抑制・再使用への取組等について引続き要望していく。

(1) 事業者責任の強化について

法改正により新たに市町村への資金拠出制度が創設されたが、いまだ収集・運搬などリサイクルにかかるコストは市区町村の負担となっている。

については、拡大生産者責任の観点から、事業者が応分の負担をするとともに、事業者が主体となるリサイクルシステムを確立すること

(2) 容器包装廃棄物の発生抑制・再使用のための施策について

容器包装廃棄物のリサイクル率は向上しているが、容器包装廃棄物の排出量そのものは減少していない。

については、発生抑制・再使用を優先させる仕組みを構築すること

全国的なデポジット制度の確立

使い捨て容器からリターナブル容器への切り替えを促進するため、飲料用容器の規格化、製造・販売業者にリターナブル容器の使用の義務付け等ワンウェイ容器の製造・販売を抑制するための方策を検討すること

ガラスびんのリターナブル化やリサイクルを促進するため、色・形状の規格の統一や識別表示の義務化を検討すること

紙製容器包装には紙 100%の材質のものと、金属・薬品等を含有するものがあり、効率的なリサイクルに支障をきたしている。

については、紙製容器包装の再商品化を一層推進するため、紙製容器包装を用途区分から材質区分に変更し、識別表示を区別するとともに、紙 100%の材質のものについては紙類として再資源化できるよう制度を見直すこと

(3) 指定収集袋等の取扱いについて

プラスチック製容器包装の引取基準において異物扱いとなっている指定収集袋及び市販の収集袋について、プラスチック製容器包装と同一素材であれば異物扱いとしないこと

(4) レジ袋の削減について

改正容器包装リサイクル法により容器包装を多量に使用する事業者に定期報告を義務づけるなどの排出抑制策が導入されたが、レジ袋の有料化は見送られた。しかし、小売店の自主性に任せたのでは有料化はなかなか進まない。

については、レジ袋の安易な配布を抑制するため、レジ袋有料化を含め実効性のある仕組みを構築すること

(5) プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルを促進する方策について

1) 市民が分かりやすくなるような対象範囲等の見直しについて

家庭用のラップやクリーニングの袋のように、同一製品・同一素材であっても排出場所や用途により、法の対象とならないものがある。

については、同一素材の製品であれば再商品化できるよう対象範囲を拡大すること

2) リサイクルを促進するための措置について

プラスチック製容器包装について、市民が分別排出しやすいように識別表示マークのサイズを見直すとともに、素材等の規格の統一を行うなどリサイクルの促進を図ること

3) (財)日本容器包装リサイクル協会の引取基準等について

現在、プラスチック製容器包装に関する(財)日本容器包装リサイクル協会の引取基準は一律となっているが、本来、リサイクル手法によって求められる品質は異なるものである。

については、各リサイクル手法に応じた分別基準適合物引取りの品質基準を定めるとともに、実施市町村が地域の処理能力・実情に見合った再商品化手法を選択できるようにすること

4) プラスチック製容器包装廃棄物のマテリアルリサイクルについて

プラスチック製容器包装廃棄物のマテリアルリサイクルについて、再商品化に適した容器包装の設計・素材選択や再商品化手法の高度化など事業者の取組を促すことで、現在50%程度である再商品化される割合(収率)の向上を推進すること。また、残さとして処理されるものについて、ケミカルリサイクルによる再商品化を推進すること

5) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物について

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、異種素材の混合や複合を避け、また、識別しやすい素材への転換や素材別リサイクルへの改善などを行い、容器包装と合わせてリサイクルが可能となるよう制度の見直しを検討すること

6) 事業系容器包装廃棄物のリサイクルについて

事業系容器包装廃棄物の一層の減量化・資源化を推進するため、事業系容器包装廃棄物のうち、家庭系と同様のプラスチック製容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法の処理ルートで処理できるよう見直すこと

(6) 事業者の指導について

1) 再商品化業務の履行確認の徹底とその公表等について

指定法人ルートによる容器包装廃棄物の再商品化について、指定法人が委託した再商品化事業者による不適正処理が報道されるなどの事態が生

じている。

については、再商品化業務の履行確認の徹底とその公表並びに再商品化費用の透明化について(財)日本容器包装リサイクル協会を指導するとともに、市区町村においても再商品化の履行確認ができる制度とすること

2) 過剰包装の抑制について

関係業界に対し、過剰包装の抑制について指導すること

2. 家電リサイクル法の円滑な推進

当会議では、昨年7月家電リサイクル法の見直しについて要望書を提出したところであるが、この間、中央環境・産業構造両審議会の合同会合において家電リサイクル法の見直し検討が審議され、本年2月「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討」について意見具申された。この中で、われわれの最大の関心事である再商品化費用の回収方式については、根本的な制度改革を行わず、5年後を目途に制度検討を行なう際に、今回の各種施策が効果を挙げていない場合には費用回収方式等を含め、制度の全体的なあり方を検討するとされた。

我々は、施策の具体化に向けた審議会等での議論や政省令の改正の行方に関心を払うとともに、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、制度のあり方などについて引続き要望していく。

(1) 廃家電製品の再商品化費用の徴収方法の見直しについて

廃家電製品の再商品化費用の徴収方法について、廃家電製品の不法投棄の防止と適正処理・リサイクルの一層の促進を図るため、販売時費用回収方式(いわゆる「前払い方式」)あるいは製品価格への上乗せ(内部化)に改めること

(2) 不法投棄された廃家電製品の回収・再商品化費用の負担について

拡大生産者責任の考え方にに基づき、不法投棄された対象機器の回収・再商品化費用については、製造業者等事業者が負担する仕組みとすること

(3) 対象品目の拡大について

家電リサイクル法制定の背景の一つとして、市町村における適正処理困難物への対応があったことを踏まえ、市町村の処理上困難な機械器具を対象品目として追加すること。さらに、対象品目要件のうち、小売業者による配送比率については状況に応じて見直すこと

(4) 指定引取場所の整備について

製造業者が設置する指定引取場所について、すべての製造業者の製品を受け入れられるようA・Bグループの共有化を早急に進めること

(5) 事業者等の指導について

1) 製造業者等への指導について

故障品の修理を迅速に行なえる地域拠点づくりや、環境負荷のより少ない素材の使用や構造への転換、さらに、リサイクル法制度の積極的な広報などについて製造業者等を指導すること

2) 再商品化費用の低減化と算出根拠の公表について

再商品化費用の低減化を図るとともに、料金の算出根拠を公表すること

3) リサイクル券の取扱いについて

リサイクル券の簡素化及び訂正されたりリサイクル券の柔軟な取扱いを行うこと

3. 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進

市町村では、資源ごみの分別収集の実施や、ライフスタイルの転換等消費者への普及啓発など循環型社会の実現に向けて様々な施策を展開している。平成18年度のごみ総排出量は5,202万トンであり、平成12年度以降減少しているが、依然として高水準で推移している。リサイクルについては一定の成果が上っているが、廃棄物の発生抑制、再使用はいまだ十分とはいえない状況にある。

については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 廃棄物の発生抑制を促進する施策の推進について

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、廃棄物の発生抑制を促進するためには、製品が廃棄物となることが出来るだけ抑制されるよう、生産者等により具体的な取組が実施されることが重要である。

については、拡大生産者責任の考え方に基づき廃棄物の発生抑制を念頭においた製品づくり・販売体制の確立等の施策が優先的に進められるよう必要な措置を講じること

(2) 地球温暖化対策に配慮した廃棄物の処理について

市区町村が実施しているごみ減量・リサイクルと温室効果ガス削減の取り組みにおいて、条件・方法等によっては相反する事例が見受けられると

ころである。本年3月閣議決定された第二次循環基本計画において、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合が掲げられ、その充実・強化が言われている。

については、国において地球温暖化対策に配慮した廃棄物の処理のあり方・考え方の具体化について検討すること

(3) 指定再資源化製品の対象品目の拡大について

資源有効利用促進法等により一部の製品については再資源化が義務づけられたが、まだ多くの商品が大量生産・大量消費されるため、その廃棄物の処理は市町村で行なっている。

については、廃棄物の適正処理及びリサイクルを一層促進するため、拡大生産者責任の考え方に基づき、資源有効利用促進法の指定再資源化製品の対象品目を拡大すること

(4) 家庭系パソコンの回収・資源化について

不法投棄された(制度発足前に既に販売された)家庭系パソコンの再資源化費用等について、拡大生産者責任の考え方に基づき製造者等事業者による負担とすること。また、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること

(5) 古紙配合率偽装対策等について

1) 必要な再発防止策の措置について

我々は、古紙配合率を基準にしてコピー・印刷用紙等を調達し、合わせて、再生紙使用マークにより環境への配慮についてPRするなど再生品の利用促進に取り組んできた。今回の偽装問題は、こうした取組に対する裏切り行為である。

については、特定調達品目の判断基準について改めて技術的検証を行うとともに、第三者機関による審査や罰則の創設等の再発防止策を講じること

2) 古紙循環システムの構築について

拡大生産者責任に基づく事業者による回収システムの確立や再生紙使用義務付け等を含め、国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担に基づく古紙循環システムを構築すること

(6) バイオディーゼル燃料(BDF)の使用に係る軽油引取税の優遇措置について

BDFは、自動車燃料として利用する場合には軽油と混合して利用する

のが現実的であり、昨年 3 月には B D F 混合軽油の規格が公布されたところである。

については、B D F 混合軽油の導入を促進するため、B D F 混合軽油の規格に適合した B D F 混合軽油を自動車燃料として使用する場合の税制上の減免措置を講ずること

(7) 粗大ごみのリサイクルシステムの構築について

家具や自転車等の耐久消費財について、処理コストを製品価格に上乗せ（内部化）するなどにより製造者等によるリサイクルシステムの構築を検討すること

第 3 . 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

平成 6 年 3 月、廃棄物処理法第 6 条の 3 の規定に基づき、適正処理困難物として廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機、廃電気冷蔵庫及び廃スプリングマットレスが指定された。その後、廃スプリングマットレスを除く 3 品については個別リサイクル法の施行などと相俟って事業者による回収・リサイクルシステムが運営されるようになった。

当会議としては、平成 15 年 2 月、市区町村における一般廃棄物処理の現状を踏まえ、事業者責任の強化の観点から適正処理困難指定廃棄物に係る制度の見直しを国に要望するとともに、同年 5 月に実施した市区町村における廃製品の適正処理困難状況調査などを踏まえ、適正処理困難廃棄物対策について国に要望してきた。

この間、平成 15 年の廃棄物処理法の改正により創設された広域認定制度を活用した廃 F R P 船や廃消火器に係るリサイクルシステムが稼動し、また廃エアゾ - ル缶の適正処理とリサイクルシステムの構築が進展してきた。

については、市区町村の一般廃棄物処理において課題となっている適正処理困難廃棄物対策について特段の措置を講じるよう要望する。

1 . 適正処理困難廃棄物に係る法整備について

平成 3 年の法改正により適正処理困難指定廃棄物制度が創設され、市町村における適正処理が困難な廃棄物について、製品の引取りを含めた適正処理について事業者に協力を求めることが出来ることになった。

しかし、現在指定されている 4 品目以外にも適正処理が困難な廃棄物が多

く排出されており、市区町村の処理の実情に即していない。また、事業者の法的責任が不明確なため、事業者による回収処理システムがいまだ構築できていないものもある。

については、適正処理が困難な廃棄物について、市区町村の処理の実情を踏まえ、指定品目を追加するとともに、デポジット制の導入や回収処理を事業者に義務づけるなどの法整備を行なうこと

2．廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていないが、製造事業者等による広域的な処理のための環境大臣の認定制度が創設されるなど業界を取り巻く環境も大きく変化している。

については、製造事業者・販売業者等による廃スプリングマットレスの適正処理・リサイクルシステムを早急に整備するよう関係者を指導すること

3．家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴って、家庭から注射器や点滴バッグ等の医療器具が廃棄物として排出されるようになってきた。しかし、注射針等鋭利なものについては危険性及び感染性の観点から市区町村での適正処理は、非常に困難となっている。

については、在宅医療廃棄物を適正処理困難廃棄物に指定するとともに、医療機関等による回収システムを早期に構築すること

また、安全性や処理方法に関する識別表示の統一、義務化を図ること

4．廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進については、平成 18 年 2 月、市区町村と関係業界との間で「覚書」を交わし、各種の対策に取り組んでいるところである。しかし、残留缶の取扱いなど残された課題もあるので、市区町村に対する簡易処理機の譲与や、中身排出機構等に関する住民周知に向けた普及啓発など必要な対策が早急に実施できるよう関係業界を指導すること

5．石綿含有家庭用品の適正処理について

平成 17 年 9 月、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意事項」が通知されて以来、市区町村では石綿含有家庭用品の分別収集及び中間処理施設での選別等を実施してきたが、その結果、施設等での保管量が増加し、その対応に苦慮している団体も生じている。

については、石綿含有家庭用品について、国、市区町村、事業者等関係者の責任を明確にし、適正に処理する体制を構築すること

第4 . 廃棄物の適正処理・広域的処理等の推進に関する要望

全国の市区町村は、区域内の廃棄物の適正処理に鋭意取り組むとともに、ごみ焼却施設や最終処分場等の整備について、重要な行政課題として長期的展望に立って取り組んでいるが、個々の市区町村で取り組むには極めて困難な事項も多い。

については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1 . 溶融スラグの利用促進について

(1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策について

溶融スラグの有効利用を進めることは、循環型社会の形成や最終処分量の削減の観点から重要な課題であるが、個々の市区町村が実施する利用促進策のみでは自ずと限界がある。

については、溶融スラグをグリーン調達品目に加えるとともに、国の公共工事に溶融スラグの一定割合の利用を義務づける等溶融スラグ有効利用を促進するための施策を多角的に講じること

(2) 掘り返した溶融スラグの取扱いについて

土砂の代替品として溶融スラグを盛り土、埋め戻し材等に利用し、後に掘り返して廃棄する場合には、土砂として取り扱えるようにすること

2 . 漂着ごみの適正処理について

近年、日本海沿岸の市町村では多量の海岸漂着ごみの処理に頭を痛めている。本年1月には、有害物が入ったポリ容器が各地の海岸に漂着して、市民生活や漁業等の経済活動への影響も懸念されたところである。

については、海岸管理者、関係地方公共団体及び住民の協働による漂着ごみの処理体制の確立と処理費用に対する財政支援、並びに有害物質の分析やその処理に対する技術支援・情報提供を行うこと

また、漂着ごみは、その原因者を特定することが難しく、災害ごみに類するものであるので、一般廃棄物・産業廃棄物を問わず、どちらの施設でも処理できるようにすること

3．資源ごみの持ち去りの取締りについて

住民が排出した資源ごみを市の収集前に持ち去る者がおり、市民から苦情が多数寄せられるなどその対応に苦慮している。このため、条例を制定し、資源ごみの持ち去り行為を禁止するとともに、パトロールを行なうなど対策を講じる市区町村が増えているが、個々の市区町村単位での対策には限界がある。

については、廃棄物処理法において、資源ごみ等を持ち去る行為を禁止するなど所要の対策を講じること

4．ごみ排出量の算出方法の統一について

ごみ排出量は、市区町村のごみ処理の現状把握や削減目標の策定をする上で基礎的なデータであり、正確に把握することはきわめて重要である。

しかし、市区町村によってはその取扱いに違いが見受けられる。

については、一般廃棄物処理事業実態調査等において、ごみ排出量の算出方法について統一した基準を示すこと